

# PF 推進委員会第 1 回総合部会資料

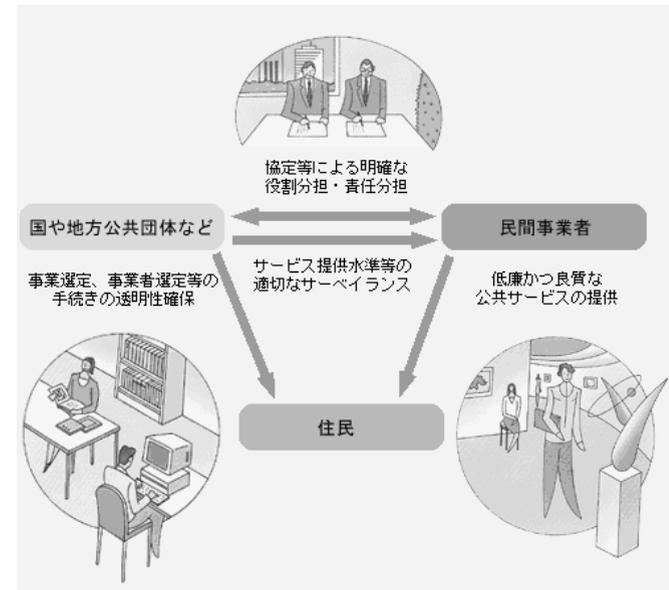
## ～ PF 制度の概要 ～

平成 16 年 1 月 13 日

内閣府 PF 推進室

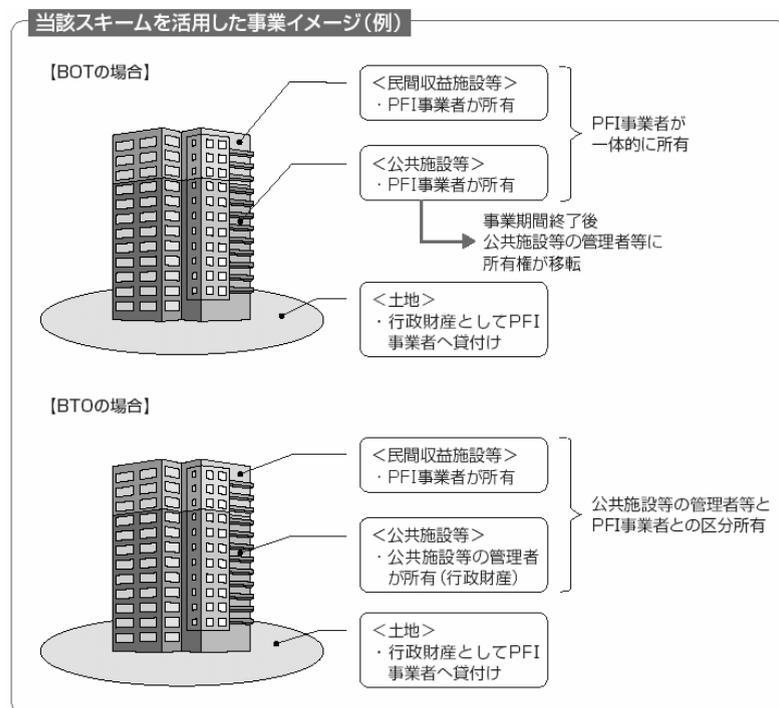
# PF法

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法)
  - 平成11年7月30日公布
  - 同9月24日施行
- PF法改正
  - 平成13年12月12日公布
  - 同日施行



# PF法改正の内容

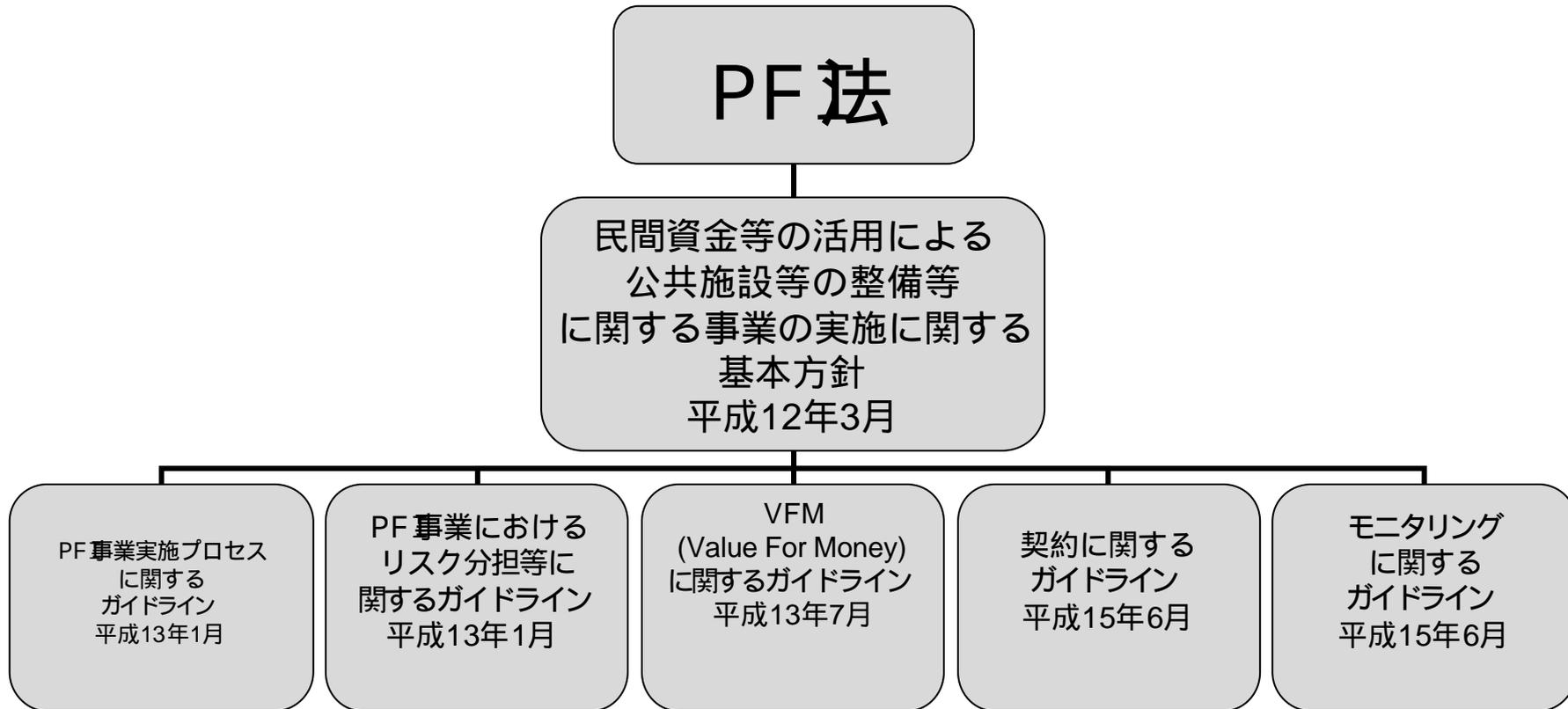
- PF法2条関係
  - － 公共施設等の管理者等(2条)の範囲の拡大
- PF法11条の2関係
  - － 行政財産の貸付の取り扱いに関する規制緩和
    - 行政財産として、PF事業者への貸付が可能に
  - － 民間収益施設等との合築が可能に



# 基本方針・ガイドラインの制定

PF法に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する**基本方針**（平成12年3月13日総理府告示第11号）

及び、以下の5つのガイドラインが策定済。



# PFに関する税制

税 制	P F I		従 来 型 ( 国 ・ 地方公共団体 )
	B O T	B T O	
<u>固定資産税</u> ( 市町村税 )	課 税	非 課 税	非 課 税
<u>都市計画税</u> ( 市町村税 )	<span style="border: 1px solid black;">課 税</span>	非 課 税	非 課 税
<u>不動産取得税</u> ( 道府県税 )	<span style="border: 1px solid black;">課 税</span>	非 課 税	非 課 税
登録免許税 ( 国税 ) 対象 : 不動産登記	課 税	非 課 税	非 課 税

(個別事業に対し講じられている特例措置)

- ・公共荷捌き施設      不動産取得税、固定資産税、都市計画税の特例措置
- ・一般廃棄物処理施設      不動産取得税、固定資産税、都市計画税の特例措置

なお、法人税については、「売買とされるPFI事業について」(国税庁通知 平成14/12)によりBOTについて一定の条件をみたせば、BTOと同様の処理が可能とされた。

# 補助金制度

(関係省庁連絡会議 (平成 13年 9月 28日 ))

- PF事業につき、補助金の適用の面でイコールフットイングが図られるよう  
必要に応じて財政当局との協議を行いつつ、個別の事業分野ごとに補助金交付要綱等の見直し等必要な措置を講ずる旨、申し合わせがおこなわれているところ。

# PFI事業契約に係る民間事業者の 選定及び協定締結手続きについて

(関係省庁連絡会議幹事会申合せ (平成 15年 3月 20日 ))

## 1)民間事業者の選定方法

:民間事業者に過大な負担を負わせないように  
資格審査の活用による事業者の絞込み

## 2)入札前の事業の実施方針、契約書案の 変更等について

:契約条件の明確化のため、民間事業者の質問、  
回答機会の確保等

## 3)協定締結の手続き

:入札時の契約条件について協定締結時の  
明確化